

新型コロナウイルス感染症対応について

①障害福祉サービス事業所等に対するマスク、消毒液の配布について

1 マスクの配布（4回）

- (1) 障害児通所施設
3月上旬 133 施設
(約 7,000 枚 1 施設あたり 約 50 枚)
- (2) 障害者通所施設、障害者入所施設、障害児入所施設
3月中旬 233 施設
(約 14,000 枚、1 施設あたり 通所:約 50 枚、入所:約 250 枚)
- (3) 全障害者施設
5月下旬 657 施設
(約 72,000 枚、1 施設あたり 通所:約 100 枚、入所:約 500 枚)
- (4) 全障害者施設
7月下旬 約 700 施設
(約 350,000 枚 1 施設あたり 500 枚)

2 消毒液の配布（4回）

- (1) エタノール消毒液 4月下旬
全ての障害福祉サービス事業所等(701 か所)に1リットルずつ配布。
その後、入所施設(11 施設)には17リットルずつ配布。
- (2) 次亜塩素酸水 5月下旬
居宅介護事業所等(216 事業所)を運営する163 法人に20リットルずつ配布。
※居宅介護事業所等…「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」

(3) 高濃度エタノール 6月中旬

要不要及び必要本数について意向調査をし、回答のあった施設(324施設)に対し配布。1施設あたり上限5本(720ml/本)、計836本。

(4) 消毒用エタノール 7月上旬

医療的ケアを必要とする児童がいるご家庭に対し、児童1名につき消毒用エタノール2本(1本500ml入)を配布。

②さいたま市障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業 補助金について

1、 事業概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、施設が購入する衛生用品等の費用等に対し補助を行うもの。

令和元年度、令和2年度に各1回ずつ実施。

2、 補助対象施設

全障害者福祉施設（約700施設）

3、 補助対象経費

(1) 衛生用品等の緊急調達経費

新型コロナウイルス対策に必要となるマスク、消毒液、その他の衛生用品等の調達に要する経費

(2) 施設等衛生環境改善経費

施設等において、感染者が発生した場合等、感染拡大の防止のために必要な消毒の実施に要する経費

(3) 感染予防等広報・啓発経費

感染を予防することを目的とする広報資材の作成や感染症に関する理解を深めることを目的とした広報・啓発活動の実施に要する経費

4、 補助対象期間

第1回 令和2年1月16日～令和2年3月31日

第2回 令和2年4月1日～令和2年8月31日

期間中に施設等が購入若しくは役務の提供を受けたもの又は広報・啓発活動の計画及び実施をしたもので、支払が完了したのに対し、補助を行う。

5、 補助額

1施設につき1回限り、上限5万円（1,000円未満切捨て）とする。

6、 令和元年度実績

申請施設数 133施設

補助金額計 3,238,000円



報道機関 各位

記者発表資料
令和2年6月24日（水）
問い合わせ先：障害支援課
課長：西淵
担当：林、高橋
電話：048-829-1309
内線：3061

就労継続支援A・B型事業所に対する生産活動の再起に係る経費を補助します

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生産活動収入が減少している就労継続支援A・B型事業所に対し、補助金を支給します。

本事業は、令和2年度6月補正予算の成立をもって実施するものです。

1 事業概要

生産活動収入が相当程度減少している就労継続支援A・B型事業所に対し、その再起に向けて必要となる費用等について、50万円を上限に補助金を支給するものです。

2 補助対象期間

令和2年4～9月（予定）

3 対象として想定される生産活動の再起に要する費用の例

- ・生産活動収入の減収下においても生産活動を存続させるために必要となる固定経費等の支出に要する費用
- ・生産活動の再稼働等に係る設備整備のメンテナンス等に要する費用
- ・通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する費用
- ・新たな生産活動への転換等に要する費用
- ・在庫調整等に要する費用や風評被害への対応等に係る広報活動に要する費用 等
他の経営支援施策を受けている場合は除く。

概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生産活動収入が相当程度減少している
就労継続支援 A・B 型事業所に対し、生産活動の再起に向けて必要となる費用等について、
50 万円を上限に補助金を支給します。

【対象事業所】

就労継続支援 A・B 型

【補助対象期間】

令和 2 年 4 ～ 9 月 (予定)

【予算額】

15,000 千円
(国の補助金を活用)

支援対象費用の例

固定経費

設備メンテナンス

通販・宅配・HP作成

事業転換

在庫調整

広報活動

効果

就労継続支援 A・B 型事業所に対し、生産活動の再起に向けて必要となる費用等を支援することで、
その存続を下支えすることを通じ、引き続き、障害者の働く場及び利用者の賃金・工賃の確保を図る。



報道機関 各位

記者発表資料
令和2年6月24日（水）
問い合わせ先：障害支援課
課長：西淵
担当：春山、根岸
電話：048-829-1305
内線：3059

就労継続支援B型工賃支援事業を実施します

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生産活動の縮小に伴い、工賃が減少した就労継続支援B型の利用者に対し、支援金を支給します。

本事業は、令和2年度6月補正予算の成立をもって実施するものです。

- 1 対象者
工賃が減少した就労継続支援B型の利用者
- 2 支給額
月額1万円を上限に工賃減少額の8割を支給
- 3 実施期間
令和2年4月利用分から9月利用分まで（6か月分）

概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生産活動の縮小に伴い、工賃が減少した就労継続支援B型で働く障害者に対し、月額1万円を上限に工賃減少額の8割を支給します。

【対象者】

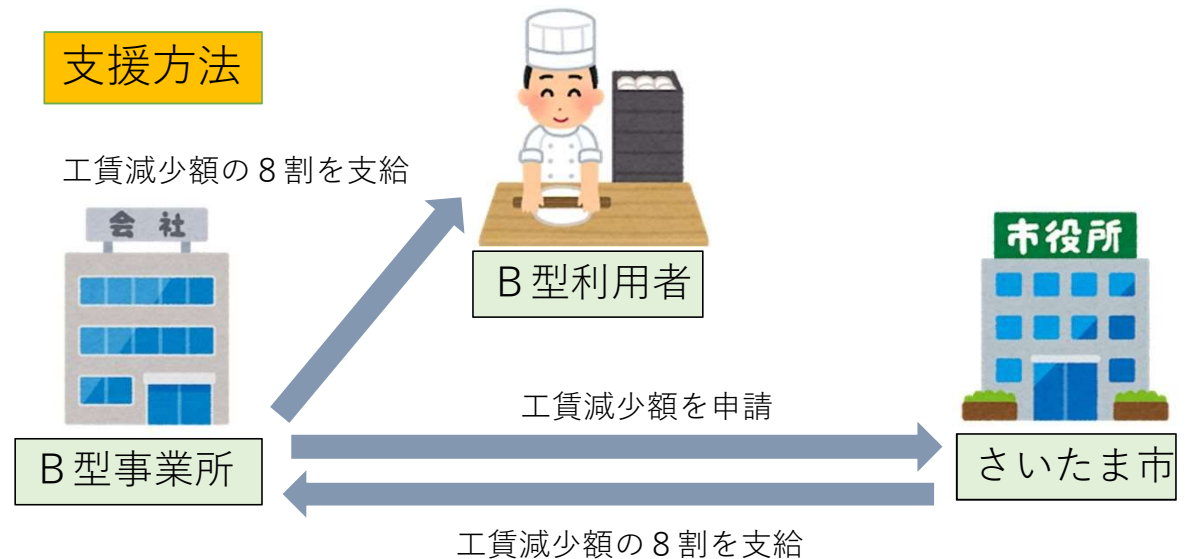
工賃が減少した
就労継続支援B型で働く障害者

【実施期間】

令和2年4月から9月まで

【予算額】

24,900千円(市単独事業)



効果

国の雇用調整助成金の対象とならない就労継続支援B型で働く障害者に対し、工賃の支援を行うことで、利用者の生活及び生産意欲の維持を図ることができます。